

平成 23 年度監事監査実施計画

平成 23 年 4 月 19 日

1. 基本的な考え方

平成 23 年度は、第三期中期目標期間（平成 23 年度から同 27 年度）の初年度であり、当研究所の諸活動を中期目標の達成に向けた軌道に乗せるべき重要な年である。独立行政法人化後 10 年の経験と実績を踏まえ、政府の研究開発法人制度の検討の動向なども注視しつつ、より一層の効率的、効果的な業務運営を確保する必要がある。また、福島第一原子力発電所の事故対応に関しては、緊急被ばく医療の中核機関としてはもとより、放射線医学及び健康影響に関する人材と知見の蓄積を有する公的研究機関として、社会的要請を踏まえた柔軟かつ積極的な対応が求められている。

こうした状況を勘案しつつ、以下の基本的考え方に沿って、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項に基づく業務の監査を実施することとする。

- (1) 独立行政法人制度に則り、第三期中期目標を踏まえた適正かつ効率的な業務の運営が確保されるよう監査を実施し、その実施を通じて、業務運営の透明性の向上に寄与することとする。
- (2) 内部統制の充実・強化に関し、独立行政法人評価に際しての視点などを踏まえつつ、理事長による内部統制が有効に機能することが確保されるよう、監事としての役割を果たすこととする。
- (3) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等において求められていることに留意し、監事監査として求められる関連の事項について、適正な監査を実施することとする。
- (4) 上記に留まらず、公費により運営されている独立行政法人の特質に鑑み、国民の視点を最大限踏まえ、あらゆる業務運営の側面における無駄を排除し適正化を図るとともに、社会の信頼を確保するために必要な監査を実施することとする。

2. 監査実施計画

本年度の監査実施計画は、次のとおりとする。

(1) 定期監査

① 平成 23 年 5 月

平成 22 年度の業務実績及び第二期中期計画期間を通じた業務実績について監事監査規程第 4 条(2)、(5)（内部統制に係わる制度・体制及びその運用に係わるものに限る）、(6)、(7)、

(10)に係わる監査(各項目に関する具体的内容は、別途通知する)並びに契約状況の点検・見直しの進捗状況に係わる監査。

主として企画部、総務部を対象とし、平成22年度業務実績報告、第二期中期目標期間業務実績報告、内部評価結果、契約状況の実績等の資料に基づきヒアリングを行うとともに、必要に応じて、関係部署からのヒアリングを実施する。

② 平成23年6月

監事監査規程第10条に基づく平成22年度財務諸表及び決算報告書に係わる監査(監事監査規程第4条(3)及び(4)を含むものとする)。

主として企画部・総務部を対象とし、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービスコスト計算書及び付属明細書)、事業報告書及び決算報告書についてヒアリングを行うとともに、帳簿及び資産の実査を行う。

③ 平成23年9月

コンプライアンス(平成20年以前にあった研究費不正問題に対する再発防止策に係るものを含む)への取り組みの状況及び監事監査規程第4条(5)(安全管理及び危機管理の状況に係わるものに限る)に係わる監査。

主として企画部・総務部及び研究基盤センター安全・施設部に対するヒアリングを行うとともに、必要に応じて現場往査、担当者へのインタビュー等を行う。

④ 平成23年10月

平成23年度上期における業務の進捗状況、予算執行状況、下期の見通し(一般管理費及び人件費の管理状況を含む)及び関連する内部統制の実施状況に係わる監査。

全部署を対象にヒアリング等を行う。

⑤ 平成24年2月

監事監査規程第4条(1)、(8)、(9)に係わる監査、並びに、必要に応じ、上記各監査の結果、平成22年度業務実績に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の評価結果及び会計検査の結果等を踏まえた監査。

関係部署は、上記監査事項に応じて別途連絡する。

(2) 随時監査

上記の定期監査の内容のほか、特定の事項について必要と認められるときは、随時に監査を行うものとする。

3. 監査実施計画に係わる重要な事項

- (1) 監査結果報告書については、会計検査院、独立行政法人評価委員会等第三者機関からの求めがあった場合は、監事から説明を行うこととし、また、会計監査人との円滑な情報交換を実施することとする。
- (2) 上記の監査内容が、内部監査部門等が行う監査、調査等と重複する場合は、監事は、監事監査規程第16条第3項に基づき、これらの監査、調査等の結果を活用することとする。この場合、監事は、内部監査部門等が行う監査、調査等の結果を聴取し、又は資料を分析することによって行うこととする。
- (3) 上記の監査計画の遂行に当たっては、独立行政法人を巡る社会的要請等の動向、会計検査院の現地検査の状況、独立行政法人評価委員会の評価の状況、会計監査人との情報交換等を踏まえて、臨機に計画の内容を変更することがある。